

新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた国民等に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律案 概要

趣旨（第1条）

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響を受けた国民等が裁判その他の法による紛争の解決のための手続及び弁護士等のサービスを円滑に利用することができるよう、日本司法支援センター（いわゆる法テラス）が、総合法律支援法に規定する業務のほか、新型コロナウイルス感染症関連法律援助事業を行うこととするもの

1. 新型コロナウイルス感染症関連法律援助事業

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響を受けた国民等（国民又は我が国に住所を有し適法に在留する者）を当事者とする**新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置に起因する紛争につき、援助する業務及びこれに附帯する業務**（第3条第1項）

<援助の内容（第3条第1項第1号）>

- ①代理援助 : 訴訟等の代理人となる弁護士等の報酬・実費の立替え等
- ②書類作成援助 : 訴訟等に必要書類の作成を弁護士等に依頼した場合の報酬・実費の立替え等
- ③法律相談 : 弁護士等による無料の法律相談（刑事に関するものを除く）の実施

援助の対象となる手続

次に掲げる手続の準備及び追行（民事裁判等手続にあつては、先立つ和解の交渉も含む）

- ・民事裁判等手続（裁判所における民事・家事・行政事件に関する手続）
- ・裁判外紛争解決手続（いわゆるADR）
- ・行政不服申立手続

援助の対象者となるための要件

少なくとも、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により**収入の著しい減少があったこと**を要する（第3条第2項）

2. 立替金の償還の猶予・免除

立替金の償還は、手続の準備及び追行がされている間猶予する（第3条第2項）

3. 長期借入金

日本司法支援センターは、新型コロナウイルス感染症関連法律援助事業に必要な費用に充てるため、法務大臣の認可を受けて長期借入金をすることができる旨等を定める（第4条）

- ▷ 施行日 … 準備行為に係る規定を除き、公布の日から起算して3月を超えない範囲内で政令で定める日（附則第1条）
- ▷ 準備行為… 日本司法支援センターは、この法律の施行日前においても、新型コロナウイルス感染症関連法律援助事業の実施に必要な準備行為をすることができる（附則第2条）
- ▷ 廃止 … 施行の日から2年以内に廃止するものとする（附則第3条）